

適格請求書等保存方式開始に伴う請求書作成について

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式が開始されます。

このお知らせは適格請求書（インボイス）の交付を求めるものではなく、既存の請求書の形式をご使用いただいて問題ないことを通知するものです。

消費税法第57条の4において、課税資産の譲渡等を受ける事業者から適格請求書の交付を求められたときは適格請求書を交付しなければならない旨が定められていますが、当方から適格請求書の交付を求めることは原則としてありません。

よって、令和5年10月1日以降についても、請求書に登録番号等を追記する必要はありませんので従来どおり作成していただいて結構です。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ願います。

第4 補給処調達部 会計課 会計班
TEL 04-2953-6131 (内線 4294)